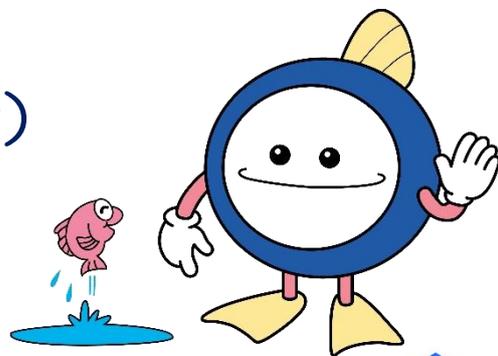


～住みよいまちづくりと
美しい自然を守る～

ひたちなか市の 下水道事業

- 排水設備工事の手続
- 下水道使用料
- 受益者負担金（分担金）



HITACHINAKA

令和3年4月 改訂

目 次

下水道ができると	P. 2
水洗化のお願い	P. 3
排水設備について	P. 4
排水設備工事の手続	P. 5
下水道使用の注意とお願い	P. 6
下水道使用料について	P. 7～9
受益者負担金（分担金）制度について	P. 10
受益者負担金（分担金）の算出と納付	P. 11～12
受益者負担金（分担金）の申告	P. 13
受益者負担金（分担金）の猶予と減免	P. 14
農地等の変更手続について	P. 15
受益者の変更手続について	P. 15
ひたちなか市の下水道負担区図	P. 17～18

下水道ができると

●快適な暮らしになります

清潔で衛生的な水洗トイレが使用できるようになり、くみ取り便所の臭いがなくなるとともに、浄化槽も必要なくなります。

●生活環境がよくなります

側溝の汚れや水たまりがなくなるため、街路がきれいになり、蚊やハエの発生を防ぐことができ、疫病の心配もなく、快適で安心した暮らしができます。

●川や海がきれいになります

家庭や事業所等から出された汚水は、下水管きよを通過して下水浄化センターに集められ、きれいにしてから川や海に流します。

下水道は、水環境に優しい施設です。



ひたちなか市下水浄化センター

下水道あれこれ①：側溝は下水道？

道路脇に通っている側溝も、広い意味では「下水道」の一種ですが、ひたちなか市では（市が整備し、又は移管を受けた）側溝の管理は、道路管理課で行っています。

水洗化のお願い

公共下水道の工事が終わって使えるようになると、チラシ等で供用開始の時期をお知らせします。その後、各ご家庭で下水道に接続する排水設備工事を行っていただくことになります。

公共下水道を整備しても、地域の皆様に接続してご利用いただければ、生活環境の改善や、川・海の水質保全という公共下水道の効果が薄れてしまいます。

生活環境向上のため、公共下水道への速やかな接続をお願いします。

下水道が使えるようになったら・・・

○くみ取り便所は3年以内に水洗トイレに

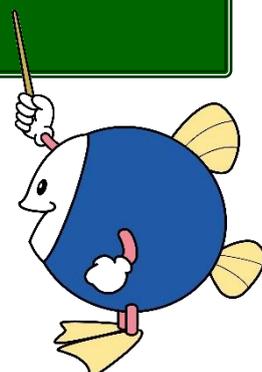
建築物の所有者は、くみ取り便所を下水道の供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造することが義務付けられています。（下水道法第11条の3）

○し尿浄化槽は廃止し、公共下水道に接続を

浄化槽を廃止すると、それまで定期的に行っていた点検や清掃などの必要がなくなります。

○生活排水を側溝等に流している場合には、排水設備の設置を

道路の側溝は、雨水専用となりますので、生活排水は流せなくなります。



下水道あれこれ②：排水設備工事は誰がする？

排水設備の工事は、建築物の所有者に対して義務付けられています。

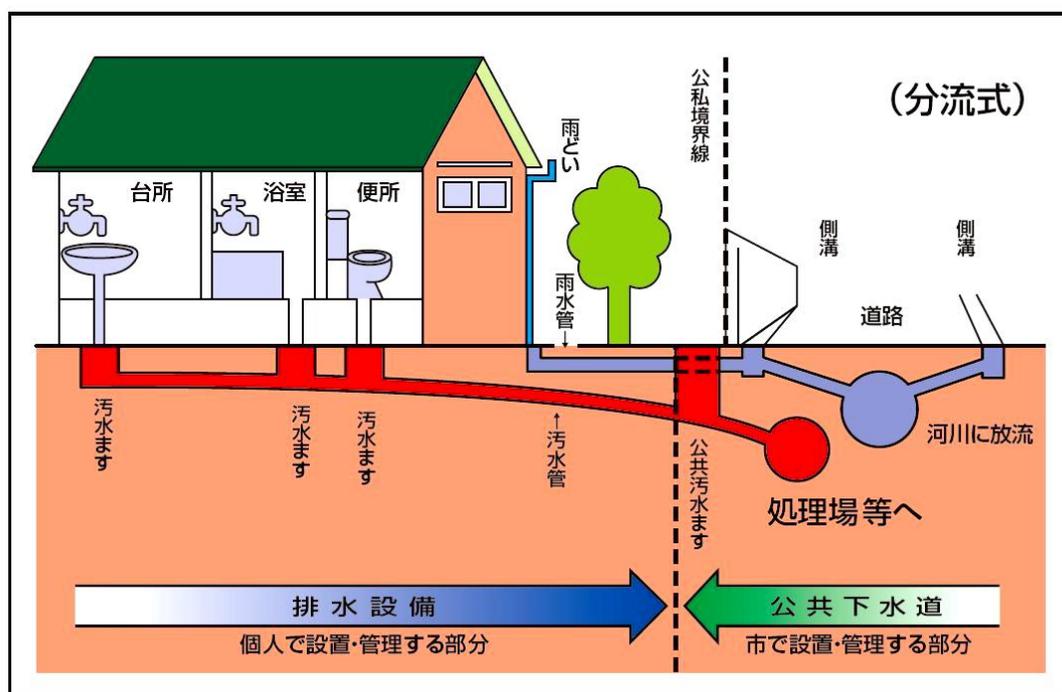
借家人など所有者以外でも工事をすることはできますが、その際には、建築物の所有者の同意が必要になりますので、ご注意ください。



排水設備について

家庭の台所・風呂場等の生活排水や、トイレの汚水を公共下水道に流すために設置する排水管や接続ますなどのことを「排水設備」といいます。

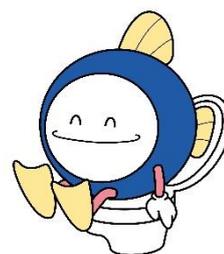
排水設備の設置や維持管理は、各個人で行っていただきます。



下水道あれこれ③：便器を水洗式に改造すればいい？

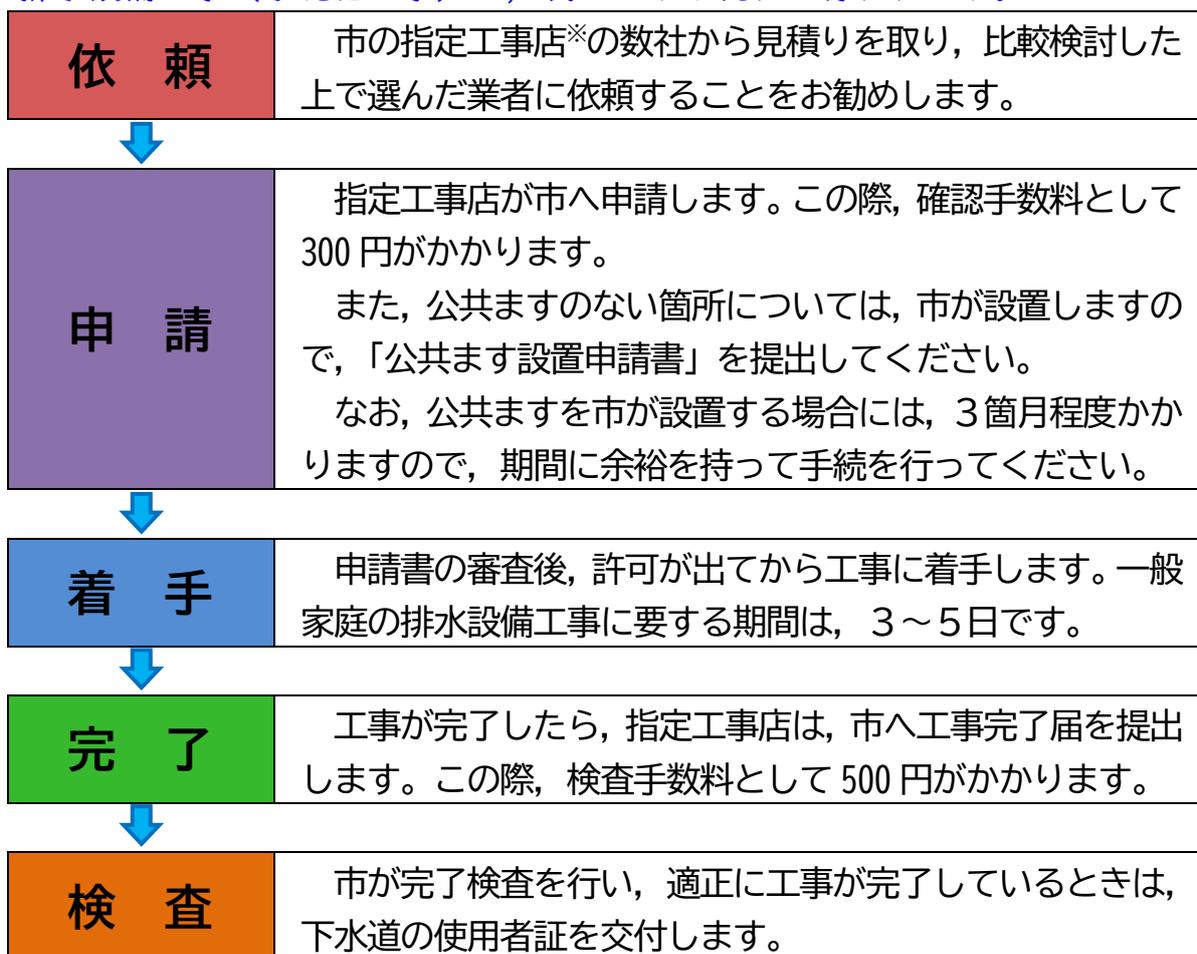
くみ取り便所の便器を水洗トイレにするだけでは、「水洗化」にはなりません。

トイレだけでなく、お風呂や台所、洗濯などの生活排水も下水道に接続することにより、環境の改善につながります。



排水設備工事の手続

排水設備工事（水洗化工事）は、次のような流れで行われます。



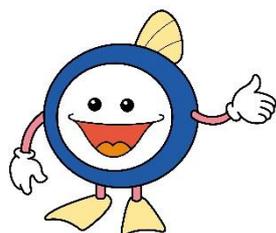
※ 指定工事店…排水設備工事に関する資格を持った主任技術者が設計・施工を行うとともに、市への申請書類の提出など、手続を代行します。また、アフターサービスも任せることができます。

指定工事店以外の業者が排水設備工事を行うと、違法工事となりますのでご注意ください。

下水道あれこれ④：合併浄化槽でも下水道に切り替えないといけないの？

合併浄化槽は、下水処理施設と同等の浄化能力がありますが、その性能を維持するためには、定期的な保守点検や清掃、法定検査などが必要です。

また、耐用年数のことも考えると、合併浄化槽を廃止し、一日も早く下水道に接続することをお勧めします。



下水道使用の注意とお願い

公共下水道には、何でも流していいということはありません。下水道は、皆で使う公共の財産です。一人一人がルールを守って大事に使いましょう。

◆管詰まり防止のために

- トイレで使用する紙は、「トイレットペーパー」と表示されているもの以外は使用しない。
- 野菜クズやゴミ，お風呂の目皿に付着した髪の毛を排水口に流さない。
- 直接投入型ディスポーザは，使用しない。



◆臭気上り防止のために

- トイレを使用したときは，必ず一定量の水を流す。
- お風呂やトイレなどに取り付けてある床排水器具（ワントラップ）には，常時水を満たしておく。

◆公共下水道の機能保護のために



- 次のものを排水口や汚水ますに流さない。
 - ・ガソリン，シンナー，アルコール等の危険物
 - ・水銀，カドミウム等の有害物質を含む汚水
 - ・雨どいや池の水
 - ・土砂や廃油，鉱油などの廃棄物

◆その他

- 公共汚水ますやマンホールなどの蓋は，むやみに開けない。
- 宅地内の汚水ますは，定期的に清掃する。
- 宅地内の汚水ますは，いつでも開閉できるようにしておく。
- 建物の増改築に伴って排水設備を変更しようとする場合には，市の指定工事店へ依頼する。
- 管の詰まり，器具の破損などの故障が発生した場合には，市の指定工事店へ連絡して修理する。

下水道使用料について

公共下水道を使用するようになると、流した汚水量に応じて、下水道使用料を納入していただくことになります。

◆使用水量の算定について

下水道使用料は、原則として水道水の使用水量に基づき算定します。また、井戸水などを使用している場合には、その用途等を調査の上、算定します。

使用水量の算定事例	水道水のみを使用している場合	水道水の使用水量が下水道の使用水量となります。
	井戸水のみを使用している場合	用途が家庭用の場合には、世帯人員1人につき1箇月6m ³ を使用水量とします。 用途が営業用の場合には、使用状況を勘案して使用水量を認定します。
	水道水と井戸水を併用している場合	用途が家庭用の場合には、「水道水の使用水量」と「井戸水の使用水量」のいずれか多い方を使用水量とします。 用途が営業用の場合には、使用状況を勘案して使用水量を認定します。

※ 市では、事業所などで井戸水を使用する場合には、排水メーター等の計量装置の設置をお願いしています。

◆下水道使用料金表（2箇月分使用料換算表）

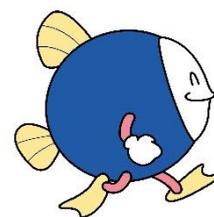
	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1m ³ につき
一般汚水	20m ³ まで	2,640円	20m ³ を超え 40m ³ まで	143円
			40m ³ を超え 100m ³ まで	154円
			100m ³ を超え 200m ³ まで	165円
			200m ³ を超えるもの	176円
公衆浴場汚水	20m ³ まで	2,640円	20m ³ を超えるもの	110円
一時使用汚水	1m ³ につき 132円			

※ 消費税込の金額です。

※ 1円未満の端数金額は、切り捨てます。

下水道あれこれ⑤：下水道使用料の使い道は？

下水道使用料は、主に市下水浄化センターの運転・維持管理や下水管きよの清掃・修理，下水道を整備した際の借金の返済に使わせていただいています。



【下水道使用料の算定事例】

○水道水を2箇月間に40 m³使用したケース

基本料金	2,640円 (20 m ³ まで)
超過料金	40 m ³ - 20 m ³ = 20 m ³ (超過料金分の汚水量) 20 m ³ × 143円 = 2,860円
合計	2,640円 + 2,860円 = 5,500円 (消費税込)

○水道水と井戸水を併用した家庭(世帯人員3人)のケース

・水道水を30 m ³ 使用した場合	・水道水を40 m ³ 使用した場合
井戸水の使用水量は, 3人 × 6 m ³ × 2箇月 = 36 m ³	井戸水の使用水量は, 3人 × 6 m ³ × 2箇月 = 36 m ³
⇒双方の水量で多い方(井戸水の水 量)で算定します。	⇒双方の水量で多い方(水道水の水 量)で算定します。
基本料金 2,640円	基本料金 2,640円
超過料金 36 m ³ - 20 m ³ = 16 m ³ 16 m ³ × 143円 = 2,288円	超過料金 40 m ³ - 20 m ³ = 20 m ³ 20 m ³ × 143円 = 2,860円
合計 2,640円 + 2,288円 = 4,928円 (消費税込)	合計 2,640円 + 2,860円 = 5,500円 (消費税込)

◆支払い方法

支払う時期は、2箇月ごとになります。また、水道水を使用している方は、水道料金と併せてお支払いいただくこととなります。

支払い方法は、納入通知書により、下記の場所でお支払いいただく方法と、便利な口座振替による方法があります。

◆納付場所

◎取扱金融機関

・常陽銀行	・水戸信用金庫
・東日本銀行	・茨城県信用組合
・足利銀行	・中央労働金庫
・筑波銀行	・常陸農業協同組合
・ゆうちょ銀行	・東日本信用漁業協同組合連合会(県内支店のみ)

※ 口座振替は、上記の金融機関の窓口でお申し込みください。ただし、既に水道料金を口座振替にしている場合には、手続は不要です。

◎コンビニエンス・ストア

・セブン-イレブン	・デイリーヤマザキ
・ローソン	・ヤマザキデイリーストアー
・ミニストップ	・ニューヤマザキデイリーストアー
・ファミリーマート	・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
・ポプラ	・セイコーマート
・生活彩家	・タイエー
・くらしハウス	・コミュニティ・ストア
・スリーエイト	・ハセガワストア
・MMK（公共料金収納機能が付いた情報端末）設置店	

◎ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社窓口

・ひたちなか市役所 本庁1階 11番窓口

◆下水道の利用者の変更、使用中止・廃止等の届出は

使用人数の変更（井戸水使用の世帯のみ）や、転出・転居、名義変更などにより異動があったときは、速やかに「(公財)ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社」(TEL 029-274-1177 東石川2丁目10番1号)に届け出てください。

受益者負担金（分担金）制度について

公共下水道が整備されると、生活環境が向上するとともに、土地の利用価値が高まるなど、私たちの生活に大きな利便をもたらします。

しかし、下水道を利用できるのは整備区域内の方に限られていることから、下水道建設費を市税等で賄うと、下水道を利用できない方にまで負担が及ぶことになり、不公平が生じます。

そこで、下水道の整備によって利益を受ける方たちに建設費の一部を負担していただき、更に整備推進を図ろうとするのが受益者負担金（分担金）制度です。

◆受益者について

原則として、下水道が整備された区域内に土地を所有している方が「受益者」となり、負担金（分担金）を納めていただくこととなります。

ただし、その土地に地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利が設定されている場合には、これらの権利を有する方と所有者の当事者間で協議し、受益者となる方を指定していただきます。所定の手続の後、適当と認められる方を受益者として市が認定します。

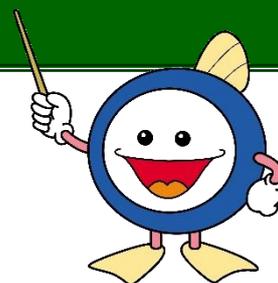
○「下水道の整備によって受ける利益」（＝受益）とは

具体的には、次の3つを指します。

- ① 生活環境（安全性・快適性・利便性）が向上すること。
- ② 土地の資産価値が増加すること。
- ③ 汚水処理施設を自前で整備する必要がないこと。

○下水道に接続しなくても負担金は賦課されます

下水道が整備され、供用を開始した時点で上記の受益が発生するため、下水道に接続している・していないにかかわらず、負担金（分担金）は賦課されます。



受益者負担金（分担金）の算出と納付

◆負担金（分担金）の算出方法

負担金（分担金）は、対象となる土地の面積に負担区ごとの単価※を乗じて算出します。

※ 単価…地区によって異なります。17～18ページをご参照ください。

【負担金（分担金）の算出事例】

○武田土地区画整理事業の施行区域内(単独公共下水道第3負担区)に330㎡(約100坪)の土地を所有しているケース

(面積)	(単価)	(負担金の額)	
330㎡	× 540円	=	178,200円

◆分割納付と一括納付

負担金（分担金）は、次の表のとおり、金額に応じて1年から5年までに分割し、更に1年分を4期に分けて納付することができます（分割納付）。

また、全額又は1年分を一括して納付することもできます（一括納付）。

負担金（分担金）額	納付期間
30,000円 未満	1年以内
30,000円 以上 75,000円 未満	2年以内
75,000円 以上 135,000円 未満	3年以内
135,000円 以上 240,000円 未満	4年以内
240,000円 以上	5年以内

◆報奨金

第1期の納期前（5月31日まで）に全額又は1年分を一括納付した場合には、次の表のとおり、前納した納期数に応じて報奨金が受けられます。ただし、5万円（1年分の一括納付の場合には1万円）を上限とします。

納付期間	1年	2年	3年	4年	5年
前納した納期数	3期分	7期分	11期分	15期分	19期分
報奨金交付率	2%	4%	6%	8%	10%

※ 10円未満の端数金額は、切り捨てます。

【報奨金の算出事例】

○負担金の全額178,200円を一括納付したケース（分割納付期間4年）

(第2期以降の納付額)	(前納した納期数)	(報奨金交付率)	(報奨金の額)
11,130円	× 15期分	× 8%	= 13,350円

◆負担金（分担金）の納付場所

◎取扱金融機関

- | | |
|---------|-------------------------|
| ・常陽銀行 | ・水戸信用金庫 |
| ・東日本銀行 | ・茨城県信用組合 |
| ・足利銀行 | ・中央労働金庫 |
| ・筑波銀行 | ・常陸農業協同組合 |
| ・ゆうちょ銀行 | ・東日本信用漁業協同組合連合会（県内支店のみ） |

◆納付は便利な口座振替で

負担金（分担金）の納付は、便利な口座振替をお勧めします。
口座振替は、上記の金融機関の窓口でお申し込みください。

◆納期限及び口座振替日

負担金（分担金）は、送付された納付書で、次の表の納期限により納めていただきます。口座振替の場合には、納期月の25日に引き落とされます。

期別	納期限	口座振替日
第1期	5月31日	5月25日
第2期	8月31日	8月25日
第3期	11月30日	11月25日
第4期	2月末日	2月25日

※ 納期限の日又は口座振替日が土曜・日曜又は休日に当たる場合には、その翌日となります。

下水道あれこれ⑥：負担金は、なぜ面積割りで計算するの？

下水道整備区域の皆様に負担金（分担金）を公平に負担していただくため、下水道が整備されることによって付加価値が発生することに着目して、不動産である土地の面積割りを（全国市町村のほとんどが）採用しています。

比べて、世帯や人数割りは変動が大きいいため公平さが損なわれますし、家屋や公共ますの数では単価が上がってしまうという欠点があります。



受益者負担金（分担金）の申告

負担金（分担金）は、申告に基づき、賦課対象者を定めて賦課します。

なお、11 ページで説明したとおり、複数の年度に分割して納付する場合がありますが、あくまでも賦課決定は対象となる土地に対して、1回限りです。

申告から納付書の送付までは、次のような流れで行われます。

申告書の送付	2月中旬～ 下旬	下水道が整備された区域内に土地を所有している方を対象に、あらかじめ「下水道事業受益者申告書」を送付します。
申告書の提出	3月上旬	申告書の記載に変更や誤りがある場合には、訂正の上、賦課の対象となる受益者など、必要事項を記入して提出いただきます。 あわせて、猶予や減免（14 ページ参照）の対象となる場合には、それぞれの申請書を提出いただきます。
賦 課 決 定	4月下旬	提出された申告書に基づき、負担金（分担金）の賦課を決定します。 なお、申告書の提出がない場合には、土地所有者を受益者として認定し、賦課します。
納付書の送付	4月下旬～ 5月上旬	「下水道事業受益者負担金（分担金）納入通知書」（＝納付書）を送付します。 新規に賦課された方には、併せて「下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書」を送付します。決定通知書には、賦課対象となる受益地の所在、面積、納付金額等が記載されています。



受益者負担金（分担金）の猶予と減免

受益地の使用状態や受益者の状況によって、負担金（分担金）の徴収を猶予し、又は金額を減額する制度があります。

要件を満たす場合には、受益者の申告に併せて、徴収猶予申請書や減免申請書を提出いただくことにより、これらの制度の適用を受けることができます。

◆徴収猶予について

主に対象となる事由及び猶予される期間は、次の表のとおりです。

猶予事由	猶予期間
受益者が市民税又は固定資産税の減免を受けている場合	当該減免理由が存続する期間
受益者が災害等で固定資産に損害があった場合	市長の認定する期間
受益地が当分宅地化の見込まれない農地等（田、畑、山林、原野等の現況にある土地）である場合	賦課額の3分の2（分担金の場合には全額）について、宅地化するまでの期間
受益地について係争中である場合（証拠書類がある場合）	当該係争が解決するまでの期間

※ 駐車場や更地の現況にある土地は、徴収猶予の対象になりません。

◆減免について

主に対象となる事由及び減免率は、次の表のとおりです。

減免事由	減免率
公用地（国・県・市等の土地）	0～100%
私立学校用地	75%
宗教法人法に規定する神社・寺院	50～100%
民間鉄道用地	0～100%
社会福祉法人が経営する施設の土地	75%
消防団施設用地	100%
自治会等の集会所用地	75%
公共性の認められる私道	100%
公道、公園等になることが明らかな土地	100%
生活保護法による保護を受けている者等の土地	100%
下水道事業のため土地、物件等の提供があった土地	市長の定める範囲

農地等の変更手続について

農地等として猶予を受けている土地が宅地等に変更された場合には、変更届を提出していただく必要があります。

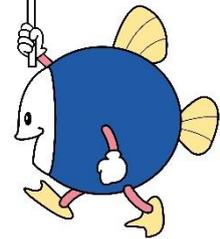
◆必要書類について

- ① 農地等変更届（様式は、市役所 下水道課の窓口に備えてあります。）
- ② 地積測量図（分筆・合筆があった場合のみ。写しでも可。）
- ③ 土地の登記事項証明書（地目・地積の変更又は分筆・合筆があった場合のみ。写しでも可。）

◆変更届の提出後は

納付書を送付しますので、それまで猶予されていた負担金（分担金）の額を一括で納付していただきます。（この場合には、報奨金は交付されません。）

きちんと変更届を
提出しましょう



受益者の変更手続について

土地の売買等により、受益者に変更された場合には、変更届を提出していただく必要があります（登記名義を変更しても、自動的に受益者に変更されるわけではありません。）。ただし、既に完納済みのときは、手続は不要です。

◆必要書類について

- ① 受益者変更届（様式は、市役所 下水道課の窓口に備えてあります。）
※ 所有者以外の方（借地人等）が受益者となる場合には、元の受益者と新たな受益者双方の署名又は記名・押印が必要です。
- ② 地積測量図（分筆・合筆があった場合のみ。写しでも可。）
- ③ 土地の登記事項証明書（地目・地積の変更又は分筆・合筆があった場合のみ。写しでも可。）

◆受益者の変更と納期の関係は

新たな受益者の方には、受益者変更届が提出された時点で納期が未到来の分の負担金（分担金）について、納付義務が発生します。



ひたちなか市の下水道負担区図

◆「負担区」と「単価」とは

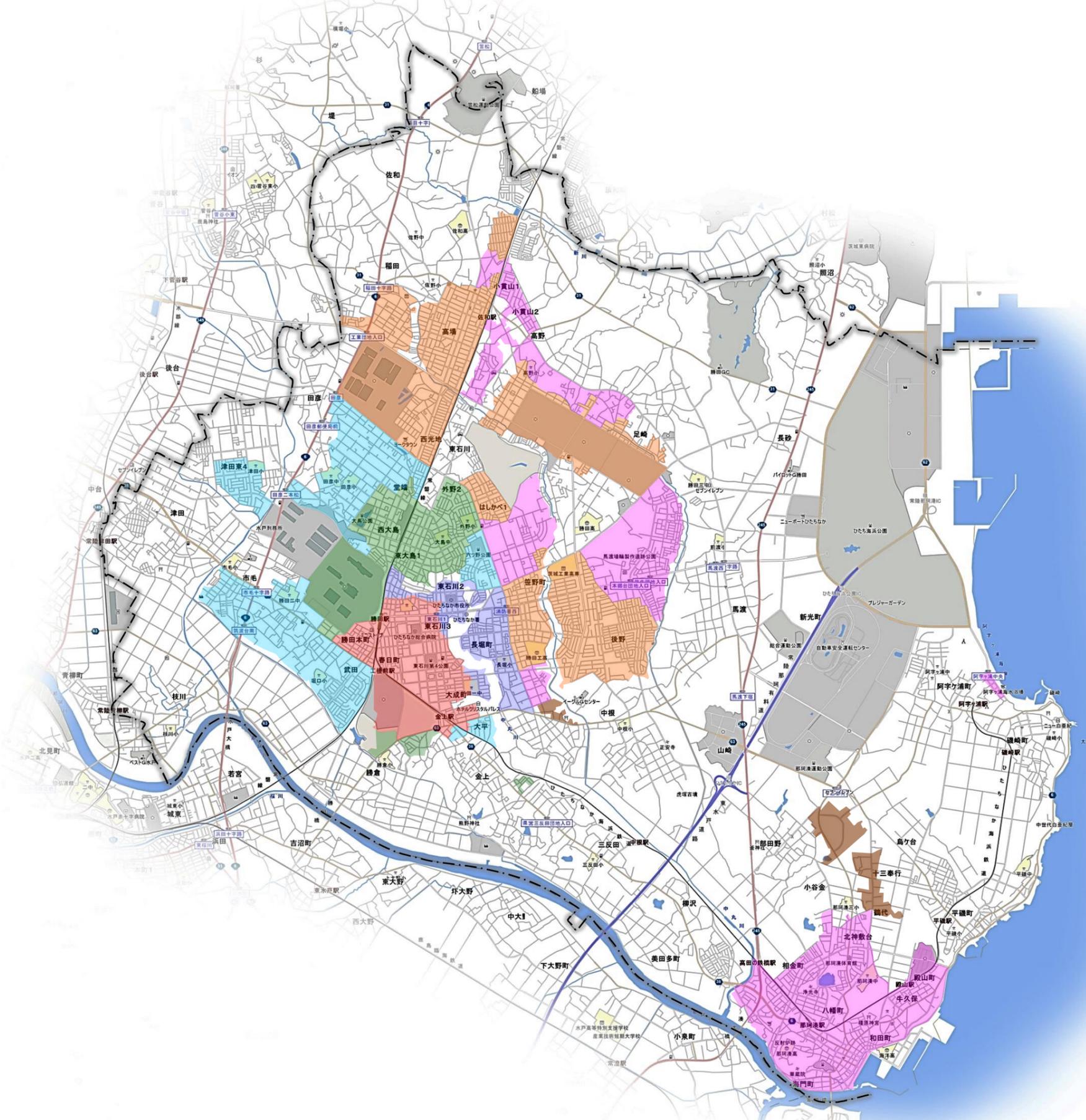
本市では、下水道事業を計画的に推進するため、土地の状況や事業の実施状況などによって施行区域を区分し、それぞれの区域ごとに事業費や整備面積を決定しています。

この区域を「負担区」として、当該区域内の総事業費のうち、末端管きよ（＝受益者が実際に受益を受ける枝線管きよ）の整備費の一部が、「受益者負担分（＝受益者負担金で賄うべき費用）」となります。

これを整備面積で除した額が1㎡当たりの負担金額、つまりは負担区ごとの「単価」です。下水道の整備年度や施工の状況などによって末端管きよの整備費相当額が異なるため、単価は負担区によって異なります（本市では昭和55年度に下水の排除方式を分流式※にするとともに、昭和57年度から負担区制を採用しており、左図の中央処理分区は、それ以前の施行区域であるため、単価が特に異なります。）。

※ 分流式…汚水と雨水を別々の管で排除する方式。合流式※と比較して施工量が多く、整備費用も増えますが、雨が降っても安定した汚水処理が可能です。

※ 合流式…汚水と雨水を一つの管で排除する方式。分流式よりも整備費用は安価になりますが、大雨などで合流管の容量を超えると、路上の雨水や宅地内の排水が流れにくくなる場合があります。

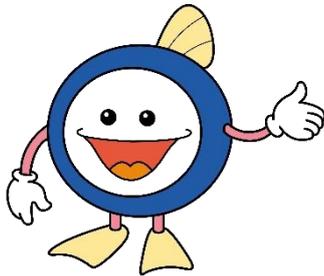


凡例		単価
中央処理分区		163 円
単独公共下水道第1負担区		430 円
単独公共下水道第2負担区		480 円
単独公共下水道第3負担区		540 円
流域関連公共下水道第1負担区		480 円
流域関連公共下水道第2負担区		540 円
受益者負担金区域		540 円
--- 行政区境界		

9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、著しく遅れていた我が国の下水道の全国的な普及を図るため、「全国下水道促進デー」として1961年（昭和36年）に始まりました。

茨城県では、9月10日の「下水道の日」にちなみ、「茨城県下水道促進週間コンクール※」を実施し、多くの方々の参加を得て、楽しみながら下水道への理解を深めていただいております。



下水道マスコットキャラクター

名前：スイスイ

性別：男の子（女の子もいるという噂）

性格：何事も水に流してしまう、穏やか
でおっとりした性格

※ 茨城県下水道促進週間コンクール

下水道に対する理解と関心を深め、下水道の普及と十分な活用を促進するため、下水道をテーマとした作品（絵画・ポスター・作文・書道・標語・新聞）のコンクールを県内の小中学生及び一般の方を対象に募集し、実施しています。



ひたちなか市 建設部 下水道課

〒312-8501

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL 029-273-0111 内線 6311, 6312

URL <https://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/9/1/index.html>